

※ 処理 事項	発信年月日	確認	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
	通信日付印					



令和 年 月 日  
(宛先) 名古屋市栄市税事務所長

法人番号  
申告年月日  
年 月 日

市 町 事 村 務 内 所 に 又 あ は る 事 業 主 業 所	所在地	(電話 )			
	(ふりがな)				
	名 称				
本 店 又 は 本 社	所在地	(電話 )		事業種目	
	(ふりがな)			資 本 金 額	兆 十億 百万 千 円
	名 称				

※

--	--	--	--

令和 年度 市民税の均等割申告書

市町村内にある主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所	所在地			
	(ふりがな)			
	名 称			
前年4月1日から3月31日までの間に市町村に事務所又は事業所を有していた期間		<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで	同左の月数 ①	月
この申告によって納付すべき市町村市民税の均等割額		円 × $\frac{①}{12}$ ②		十億 百万 千 円 0 0

指 定 都 市 に 申 告 す る 場 合 の ② の 計 算	区 名	区内の主たる事務所等所在地	※ 月 数	均等割額
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0
				0 0

関与税理士 署 名	(電話 )
--------------	-------

## 均等割申告書（第 2 2 号の 3 様式）記載の手引

- 1 この申告書は、市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人税法第 2 条第 5 号の公共法人及び同条第 6 号の公益法人等（特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人を含みます。）で法人税を課されないもの（法第 296 条の規定により非課税となるものを除きます。）が、市民税の均等割を申告する場合に使用します。
- 2 この申告書は、4 月 30 日（土曜日・日曜日・祝日等のときは翌日（平日））までに栄市税事務所に 1 通を提出してください。
- 3 「※処理事項」の欄は、記載する必要はありません。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分に従って正確に金額を記載してください。
- 5 「法人番号」の欄は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 6 「この申告によって納付すべき市町村民税の均等割額②」の欄は、「指定都市に申告する場合の②の計算」の欄の合計額又は第 20 号様式別表 4 の 3 の「計」欄の金額を記載します。この金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。
- 7 「指定都市に申告する場合の②の計算」の欄は、次により記載します。なお、10 以上の区に事務所、事業所又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第 20 号様式別表 4 の 3 を添付してください。
  - (1) 事務所、事業所又は寮等の所在する区ごとに記載します。
  - (2) 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。
  - (3) 「月数」の欄は、前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までの間において区ごとに事務所、事業所又は寮等を有していた期間の月数を記載してください。この場合における月数は、暦に従って計算し、1 月に満たないときは 1 月とし、1 月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。
  - (4) 「均等割額」の欄は、均等割額（年額 50,000 円）に「月数」の欄の月数を乗じそれを 12 で除した額を記載します（100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てます。）。
  - (5) 前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までの期間の途中において、各区内の事務所、事業所又は寮等を設置又は廃止した場合の均等割の税額は次表のとおりです。

月 数	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
税 額	4,100 円	8,300 円	12,500 円	16,600 円	20,800 円	25,000 円

月 数	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
税 額	29,100 円	33,300 円	37,500 円	41,600 円	45,800 円	50,000 円

- 8 法人税法第2条第6号の公益法人等で法人税を課されるもの又は法第294条第8項の人格のない社団等については、別の申告書を使用しますので必ず申し出てください。
- 9 次表に掲げる減免事由に該当する法人が、減免申請書を提出期限までに提出した場合においては、名古屋市市税減免条例第5条の規定に基づき均等割額から次表に掲げる額が減免されます。
- (1) 減免申請書の提出期限は、均等割申告書の申告納付期限までです。期限までに提出されないと減免を受けられませんのでご注意ください。
  - (2) 毎年の申告ごとに申請が必要ですので、前年度に提出していても、今年度分の減免申請書を提出してください。減免申請書の提出がない申告分については、減免は適用されません。
  - (3) 法人税割が生じる場合については、減免の対象とはなりません。この場合、上記8のとおり均等割申告書とは別の申告書で申告する必要がありますので、お申し出ください。
  - (4) 減免申請書は名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

区分	減免事由	減免額	減免申請書の提出期限	添付書類
1	公益社団法人又は公益財団法人（注1）	均等割額の2分の1（注2）	均等割申告書の申告納付期限（4月30日）  （土曜日・日曜日・祝日等のときは翌日（平日）を期限とします。）	・事業報告書 ・収支計算書又はその他の事業の概況を証明する書類（注3）
2	公益事業を営む法人（名古屋市市税減免条例施行細則で定めるものに限る。）で、3の法人でないもの（注1）	均等割額の全部		
3	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（注1）	均等割額の全部		・事業報告書 ・活動計算書（又は収支計算書）又はその他の事業の概況を証明する書類（注3）

（注1） 収益事業又は法人課税信託の引受けを行う期間を除きます。

（注2） 減免額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げてください。

（注3） 提出期限までにこれらの書類が作成されていない場合は前年度分の事業報告書及び活動計算書（又は収支計算書）を、設立1期目の場合は事業計画書及び活動予算書（又は収支予算書）を提出してください。

- この申告書はボールペンで記載してください。なお、温度変化により無色になるインキを用いたボールペンは使用しないでください。
- この申告書に記載された情報は、法人の同意や法令に定めがある場合を除いて、市税の課税や納税の目的以外には利用しません。
- この申告書・手引は令和7年4月現在における法令及び条例等に基づいて作成しています。

(7.4)